

船舶事故調査報告書

平成26年4月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 転覆 |
| 発生日時 | 平成25年8月3日（土） 09時50分ごろ |
| 発生場所 | 茨城県鉾 ^{ほこた} 田市大竹海岸東方沖 茨城県鹿嶋市所在の鹿嶋灯台から真方位346° 4.7海里付近 （概位 北緯36° 04.2′ 東経140° 37.4′） |
| 事故調査の経過 | 平成25年8月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | プレジャーモーターボート ^{ビッグ} ラン、0.6トン 235-45436茨城、個人所有 4.11m (Lr) × 1.86m × 0.88m、FRP ガソリン機関、36.78kW、平成16年11月 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 39歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年5月17日 免許証交付日 平成21年1月26日 （平成26年5月16日まで有効） |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | パルピット、操舵スタンド上部構造物等の倒壊、コンソール及び船外機等の濡損 |
| 事故の経過 | 本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、大竹海岸東方沖を海岸線と並行に南南東進し、船長が、同乗者にサーフィンを行わせるため、本船から降ろそうとしたところ、もう少し岸の近くで降ろすように要望され、更に同海岸方へ西進した後、停船して同乗者及びサーフボードを降ろしたが、波を受けて本船が同海岸方へ圧流されたので、クラッチを前進に入れ、沖へ移動するために本船を微速で左旋回させようとしたところ、左舷側から波を受け、09時50分ごろ右舷側に転覆した。 船長及び同乗者は、泳いで大竹海岸に上陸し、本船は、波で同海岸に打ち上げられた。 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視程 約10km 海象：波高 約1.5m、波向 北東、うねりの波高 約2.0m、う |

| | |
|--|--|
| | <p>ねりの波向 東、潮汐 上げ潮の中央期</p> <p>国土交通省港湾局全国港湾海洋波浪情報網（ノウファス）によれば、本事故発生場所の南南東方約12.0海里に位置する茨城県鹿嶋市鹿島港の本事故当日の有義波は、次のとおりであった。</p> <p>09:40 波高 1.44m、周期 8.8秒、波向 北東</p> <p>10:00 波高 1.38m、周期 8.7秒、波向 北北東</p> |
| その他の事項 | <p>船長は、本事故発生場所付近を航行することは初めてであったので、あらかじめ航行予定海域の情報を海図から入手しており、本事故発生場所付近でしばしばサーフィンが行われ、波が高くなることを知っていた。</p> <p>海図W1097によれば、本事故発生場所付近の海域は、5mの等深線が海岸線とほぼ並行に記載され、等深線の海岸側の水深は浅くなっている。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p> |
| 分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析 | <p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、大竹海岸東方沖を微速で旋回中、左舷側から波を受けたことから、右舷側に転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、同乗者を沖で降ろそうとしたが、大竹海岸寄りの海域で降ろすように要望され、高い波が立つことがあることを知っていたものの、同海岸方へ西進し、同乗者を降ろした後に沖へ移動しようとしたところ、波を受けたものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、本船が、大竹海岸東方沖を微速で旋回中、左舷側から波を受けたため、右舷側に転覆したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 参考 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水深が浅い海域へ航行しようとするときは、沖からのうねりで波が立つことがあるので、波の発生状況を観察し、高い波が発生している場合には、航行しないこと。 |